平成２４年（フ）第７１７号
兵庫県西宮市中前田町８番13―202号ビーナスハイツ202号
債務者　園田　和吉
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５号
兵庫県揖保郡太子町東保396番地７
債務者　松木　浩一
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５２号
鳥取県倉吉市福吉町２丁目1458番地15　福吉町市営２丁目１号
債務者　内藤　光枝
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第９４号
愛媛県西予市野村町野村11号476番地
債務者　三瀬　民枝
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第７７１号
北九州市八幡西区星和町20番23号　201
債務者　富永　千鶴
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７４号
北九州市八幡西区引野３丁目６番20―402号
債務者　廣重　辰美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７５号
北九州市八幡西区引野３丁目６番20―402号、申立時の住所北九州市八幡西区星ケ丘６丁目４番16号
債務者　廣重十三枝
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７８号
北九州市小倉北区下到津３丁目11番６号
債務者　川島　英美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９５号
北九州市八幡西区岩崎４丁目10番13号
債務者　木村けい子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９９号
北九州市八幡東区白川町２番１号　204
債務者　森下　　進
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０５号
北九州市八幡西区大膳１丁目６番20号
債務者　原田　賀世（旧姓砂田）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８０９号
北九州市八幡西区本城４丁目２番３号
債務者　小坪泰麻実
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１５号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番12―305号
債務者　河野　彰博
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４１号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年151番地１
債務者　中野　美紀
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９号
鹿児島県大島郡龍郷町戸口2110番地
債務者　中　ひとみ
1　決定年月日時　平成24年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第６２号
鹿児島県奄美市住用町大字川内32番地、住民票上の住所鹿児島県奄美市住用町大字川内57番地
債務者　政　るみ子（旧姓田原）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２３４号
兵庫県明石市中朝霧丘９番12号
債務者　中尾美和子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係